

千葉市条例第 3 1 号

千葉市都市公園条例の一部を改正する条例

千葉市都市公園条例（昭和 3 4 年千葉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中「1, 8 0 0 円」を「1, 9 0 0 円」に、「2, 3 0 0 円」を「2, 4 0 0 円」に、「3 2 円」を「3 3 円」に、「2, 1 0 0 円」を「2, 2 0 0 円」に、「6 4 円」を「6 5 円」に、「9 6 円」を「9 7 円」に、「2 5 0 円」を「2 6 0 円」に、「6 4 0 円」を「6 5 0 円」に、「8 9 0 円」を「9 1 0 円」に、「6 5 0 円」を「6 4 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 6 の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。